

# 文書館ニュース

13号  
山口県文書館

古文書研究会を顧みて  
「文化センター（仮称）建設を機に……」国 広 哲 也…1  
「長門市史」の編纂と史料収集……………上 田 勝 成…4  
女性グループ「古文書を読む会」三周年を顧みて……………7  
平井彰子、池田道子、山県照江  
文書館だより……

## 古文書研究会を顧みて

——文化センター（仮称）建設を機に——

国 広 哲 也

現在、光市光井宮ヶ迫の光市立図書館北側に建設の運びとなつた文化センターの構想が具体化された。この文化センターは、もともと歴史民俗資料館として建設される予定であったが、美術や科学資料を展示する総合的な施設で鉄筋造り、地下一階地上二階建て、総工費約三億五〇〇〇万円、床面積約一八八〇m<sup>2</sup>。昭和五三年度事業として歴史民俗資料部門と管理棟部分を、残りを五四年度中に完成の予定である。また、この文化センターは、郷土の歴史や人々が毎日嘗んできた暮しぶりをでき得る限り多くの資料、特に有形の民俗資料の文化的・学術的意義を考えながら収集し、誰にでもわかるよう、そして研究・調査や趣味に役立たせた利用や展示方法をとり、祖先の残した大切な文化遺産を保存したり、活用する各種の部屋を設けることになっている。

このような総合的な郷土資料館として、住民の文化活動の場とな

るのが狙いであるが、この計画以前の資料収集は、市立図書館や光市史編さん事務局が収集にあたっていたが、保管場所が無く、本格的に収集に取り組むといったことはできなかつた。今日幸いにして専門的施設の建設にあたり、収集活動が積極的に、また、保存と管理、分類と目録・研究と展示などが適切に運営がなされるであろう。資料の収集・保存といつても有形と無形の資料とでは、その取り扱い方ににおいて著しい相違があるよう、これを利用する研究者においても、それを考え方・研究・調査にあたらなければなるまい。特に有形資料の中で古文書・古記録といった書類は民俗資料とはいえないだろうが、この文化センターで郷土の歴史を研究するうえで、欠くことのできない資料である。また、今日の行政文書の保存状態は、管理体制が不十分なのでこれを機会に文化センターにおいて永年保存されよう。このような資料も現在数百点収集されているが、古文書の解説活動も合わせて行われなければならないだろう。当地方の古文書解説研究活動の経緯を紹介して文責を免れたい。

古文書の手解は、光地方史研究会が十数年前、三坂圭治先生を講師に招き古文書解説の講義を行つた。当地において初めて古文書に接するもので、古文書とは何だろうかという好奇心的な人まで集まつて、会場に収容できなかつた。その翌年、広田暢久先生を講師に

招き長州藩の史料を使い、長州藩用語の解説を教わったものの、年に一回という講議では一ヶ月も経つと元の木阿弥である。それでは、ということで自然発生的に、関心のある人達が古文書解説研究会を開催させ、月一回の講座を開いて来た。内容は郷土に關係のある史料を使い共同研究の場とし、十年間続けてきたが、若者の関心度は低く、一向に会の若返りができず一定層のメンバーに固定し、自然開会に至った。

その後、又どうしても勉強したいという人が、一人二人と出て数人のグループをつくり、週一回という講座を開いた。それは殆どが初めて古文書に接する人達ばかりで、若さにみなぎついて四年経つ今日も、この会は週一回の講座を続けている。

この古文書研究グループ誕生の直接の契機は、実は同和教育の資料の発掘研究に因っている。昭和四九年九月に私が「古文書を見られる光市の部落史考」という題での講演を依頼された。対象は光市同和問題研究所々員で、市内の同和教育推進のリーダーたるべき人々であった。私はこの講演において、県内史料及び市内史料をコピーし、OHPを用いて解説を加えた。(講演内容は、光市同和教育資料いのち第六集参照)この発表により、史料の発掘・研究には古文書の研究が不可欠であるとの感想をもつた人が現われた。それはAという同和教育振興課指導主事であった。彼は、私に古文書解説の手解を求め、私が快諾すると一人だけで受講するのは勿体ないからと四人の仲間を集めてきた。A氏を含めて全員が古文書についてはズブの素人であった。或程度の興味を持つまで長続きするであろうか、と稍々不安もあったのであるがそれは全く杞憂にすぎなかつた。本人達の熱意と若さ、新しい分野を学問することの楽しげが、

受講者達をひきつけたようである。因みにその出発当時のメンバーは左の通りである。

A、四十四才 光市同和教育振興課指導主事(中学校教員)

B、四十三才 市内中学校加配主事

C、四十三才 市内中学校社会科教員

D、二十六才 光市教育委員会教育課職員

E、二十四才 光市福祉事務所職員

F、三十五才 光市立図書館職員(私)

以上のメンバー構成で始まり、学習会は毎週一回火曜日と定め、時間は十七時三十分より二十時までとして発足した。学習の方法としては、最初にしては非常に難解なもの「御仕置帳」(山口県文書館藏)から取り組んだ。初め私も難色を示したのであるが、同和教育資料の研究に取り組むため、ということを大目的としているので、「それでは」ということで、私も出来る限り協力することにした。教材はコピーした資料をTPにとり、オーバーヘッドにかけて字の崩し方や、異体字等について説明を加え会員に順番に音読してもらう方法をとった。また一人一人の会員にはコピー資料をそれぞれ渡しておいて、前もつて予習してることを原則とした。最初は、どの会員もズブの素人であっただけに、みんな「英語よりもつかしいです」とずい分苦しんだ。一度出た文字が二度目も三度目も忘れている、ということもよくあつた。漢字の読み方も我流であつた。しかし、みんなのやる気はそれを見事に克服した。全員が予習をきちんとやつてくるのである。読めない字(最初は殆どであった)は辞書を引いてくる。語法や難字も調べてくる、という熱心さで、私がハッときせられ、新知識を得ることもよくあつた。順番に読ん

でもらう方式も効果的であった。メンバーの半数は私より年長者であり、しかも教師でそれぞれの専門分野では大変な実力の持ち主であつたのであるが、こと古文書に關しては一年生という謙虚さが滲み出していた。したがつて順番に指名する側も、指名される側もごく自然に、しかも和氣あいあいとして学習を進めることができた。

学習が進められる段階で、新会員も加入してきた。

G、六十五才

食堂經營者

H、六十二才

市人擁護委員・元光市史編さん委員

I、五十七才

光地方史研究会副会長・元光市史編さん委員

J、五十三才

小学校校長

K、四十二才

中学校教員

L、三十五才

中学校教員

M、三十四才

武田薬品社員

N、二十四才

光市福祉事務所職員

等の新会員が、昭和五十年二月の開講時から現在までの間に出入りしている。途中で止められた方は、勤務地や住所の変更によるもの等で、現在の常時出席者は丁度十名である。一年経過後入会した人、二年経過後入会した人等、後から入ってきた人ほど苦労は大きかった。一と二年学習を続けてきた人々の実力は飛躍的に伸びているが、最初から学習してきた人の能力差は甚大である。そのような場合には、キャラリアのある会員は学習の歩度を落すと同時に全員で新人会員を包み込み、或程度追いつくまでその会員の学習を手伝うようしている。

このようにして現在も週一回、二～三時間の古文書学習会は続けられており、この一月末日で満四年を経過するわけである。そ

の間に学習した地方資料の一部を紹介すれば左の通りである。

光市立図書館史料

。松岡家文書・諸藩建言並雑書

。渡辺家文書・防長風土注進案原稿

。田村家文書・御高札写大公儀御沙汰物

。その他地方文書（未開放部落に関する資料を中心）

等々、入手した資料を先述の輪番音読方式と予習方式とを継続してきた。現在では、全会員が私より上と思われる力をつけ、すべて平等の立場で同好会形式で続いている。史料の発掘にしても県文書館や岩国歴史館等へ数人が出かけて、それぞれの能力を十分發揮するので、数少ないといきれている同和関係の史料を何か見付けて帰ることができるようになってきた。また、学習資料の一部「第二奇兵隊暴徒御処置一件」は、先般、私が編集いたした『長州藩第二奇兵隊脱隊暴動史料集』の底本であり、この会の史料解説により第二奇兵隊暴動の全貌が明らかにされたものである。いわばこの『長州藩第二奇兵隊脱隊暴動史料集』は、この学習の副産物といえよう。

今後は、同和関係史料に限定せず、地域の歴史を生み出した背景や諸条件を史料に基づいて、研究していくという姿勢のもとに古文書解説研究会を発展させなければなるまい。幸いにして文化センターが建設されることになり、この文化センターを拠点にし、郷土史の研究活動が展開されよう。そうすることによって歴史資料（特に古文書類）の保存運動も周知徹底がなされ、文化財を大切にするとともにつながり、文化行政も見直されよう。

拙い歩みではあるが、私共の「牛歩」を参考に供し、諸賢の御指導を仰ぎたい。

（光市立図書館司書）

## 『長門市史』の編纂と史料収集

1、総務・庶務 一三〇点（このうち、昭和二十一年以前のもの

八八点）

2、財政 一〇点（同右、二点）

3、統計 三四点（同右、六点）

4、土木建築 四二点（同右、九点）

5、農林 一三六点（同右、七点）

6、水産 三〇点（同右、二点）

7、商工觀光 三二点（同右、九点）

8、保健衛生 二〇点（同右、一点）

9、社会福祉 七五点（同右、二点）

10、教育・宗教 一五点（同右、九点）

11、軍役 四一点（同右、三点半）

12、消防防災 一〇点（同右、一点）

13、その他 五四点（同右、二八点）

計 六二九点（二〇八点）

長門市史の編纂が開始されたのは、昭和四十九年四月からであった。当時家庭の事情により高校勤務をやめていた私に、編集委員会事務局に週何日か出て手伝いをしないかと誘いを受けて、編纂にかかることになった。高校勤務の時、民具の収集にたずさわり、これに伴う若干の歴史史料は見えて来だが、実際の取扱いや近世文書の解説については殆んど白紙の状態から始めるような始末であった。兎も角、地域に残る文書の目録をつくることが第一の仕事であると想い、先ずは役所に残る行政文書の調査と、これまで地元の先学が遺された業績を確認することから始めることとした。

長門市における行政文書は、本庁と三つの支所（通、仙崎、俵山）とに分けて保管されており、議会事録だけは議会事務局に集中管理されている。三支所に保管の文書は全て合併以前（長門市の市制は昭和二十九年四月に施行）のものであり、目録にとったものは、本庁書庫の合併以前のもの（深川町時代の文書）も含めて一三四八点となった。このうち、仙崎が最も多く約半数を占めた。仙崎支所の書庫では、市史編集委員会の岡本事務局員と挨まみれになりながら、分類し、ラベルを貼った思い出深いものであるが、初めてのことではあるし、分類の項目立てに困惑した。適当であるかどうか不安ながらも、当時の段階で分類した項目は次の通りである。

以上の分類で整理を行つたが、問題点も多いと思われる。例えば総務・庶務はも少し細分されなければならないだろうし、教育・宗教は分離がよいであろう。社会関係の項目も一考を要するであろう。その後、文書館主催の「古文書、行政文書取扱者講習会」に参加して、行政文書の分類方法の講義を受け大いに啓発された。なお、仙崎の書庫を整理中、明治五年作成の豈一枚の大の仙崎市街図が発見されたが、幕末から明治初期にかけての地名や街の状態を考えがき出しており、興味深いものであった。

行政文書の整理の過程で印象深いことは、当然のことではあるけれども文書を残そうとする人物を得た所が良く保存されていること

である。仙崎の場合は、市役所の現職員の語るところによると、文書保存に熱心な数名の先輩があつたようである。点数は多いとは言えないが、比較的保存の質が良いのは俵山であつた。中でも、「野取絵図帳」は明治十年代の作成であり、小名別に二六二点を数え、俵山の小地点名が克明にわかるのは収穫であつた。

議会議事録も比較的保存状態が良好であり、深川が明治二十二年から一四四点、仙崎は明治二十二年から六六点、通は大正四年から六六点、俵山は明治十三年から五二点、計三八点にのぼつた。深川の場合には殆んど年の年が、決議書と議案綴の対になっており、昭和に入ってからは、議会に関する庶務一件に当る「町会に関する綴」がまた別にあることから、数量が多くなつてゐる。通は残念ながら明治期が全くなくなつてゐた。

旧家の文書目録は、現在全部で十九家、一四一〇点が確認されている。このうち、十二家については地元の先学により既に目録化されていたために、確認をする必要があつた。数家についてはいまだに一点づつの確認を怠つておらず、ただ保存されていることのみの確認に留まつてゐる。この再確認の段階で、経験の浅い私が困つたことは、「覚」とだけ目録に記載されているものの名称の付け方であつた。「覚」だけでは内容がわからることは明らかであるが、さりとて適当に表題を付ける訳にもいかない。内容のはつきり判明するものについては、文中の語を用いながら付けたものの、どうしても判断に苦しんだものは、仕方なく冒頭の文の一部をとつたものもあつた。

仙崎の持山家文書を調査したのは、昭和四十九年八月末から九月上旬にかけての残暑厳しい頃であった。持山家は庄屋、網元を勤め、

た家であり、当時は幕末から明治期に建てられたと思われる家も残つており（昭和五十二年に解体）、倉もあるところから関心はもつていたのであるが、この頃丁度民俗調査を行つたことがきっかけとなり、持山家の方とも面識があり、ついでに倉の整理をやつてみようということになつたのであった。倉の中にばらばらに散乱しているものをまとめてみると、全部で八八点であつた。当初期待した藩政期のものは全くなく、明治九年の引網に関する縦帳が最も古いものであつた。網元と鮮魚の仲買に関する浜帳や当座帳などの帳面類ばかりが多く、加えて明治から大正にかけて造り酒屋をやつていた頃のものが少々あるにとどつた。当時は倉のものだけと思い、ダンボール箱二つに整理して一応調査は済んだと思っていた。ところが、昭和五十二年になつて家を解体するからとの連絡をもらい、行つてみると、ダンボール箱のはかに若干の文書が解体寸前の表の間に見られるではないか。聞いて見ると、これだけは別に保管してあつたから、昭和四十九年当時には特に耳に入れなかつと言われる。この調査洩れの中には、持山家の家系図とともに、天保九年の文書があつたが、表題がなかつた。書き出しの部分と内容から、「巡見御上使様御通路三付御案内覚書」、「巡見上使様通路ニ付深川御休覚書」などと表題を付けたが、どうであつたろうか。

同じ仙崎の南野家を最初に訪ねたのは、昭和五十年六月であつた。この時に、「橘姓南野氏家系」と「宗瑞書状」とがあることは気がついていた。ところが昨年六月に文書館の田村専門研究員より、東大史料編纂所の調査目録に、明治二十九年当時南野清左衛門なる人が「長門國守護代記」を所有していたことが記載されているので確めて欲しいと依頼され、再度訪問してみると、宗瑞の書状とともに

八葉程度に分散したそれらしきものがあり、最初の訪問の時の迂闊さを恥じた。七月中旬に開いた市史編集委員会に出席された三坂圭治先生（編集委員長）、利岡俊昭先生（編集委員）に南野家まで出向いて貰い、確認していただいた。輝元入部前後の古写であろうかとのお話しであった。守護代記は五十四年一月に文書館へ寄託された。

ところで、長門市における今後の問題は、保存の場所の確保と活用の方法であろう。各家の文書、記録類は殆んど市で保管されておらず、各家にあるがままである。積極的に寄贈や寄託を働きかけようにも、安心して置ける場所が全くない。現在市史編集委員会事務局で、前述の仙崎支所書庫にあつた文書全部と、俵山支所のものを一部、本庁書庫に保管されていたもので重要なと思われるものは引取っているが、何とか数か所に分けてどうやら積んでいるといった状態である。折角市史の編纂が進行し、史料の所在もつかみながら、場所がないために保存体制がとれないのは何とも残念である。本來なら、歴史民俗資料館が望ましいところであるが、せめて図書館を充実し、郷土史料室程度のものは是非必要であろう。市町村史の編纂は、書物が上梓されて終了されるのではなく、この機会に公私の文書を中心とする史料の保存がいかになされ、どのように運用すべきかが検討されてこそ意義があるものと思うものである。

（長門市史編纂事務局）

そのため、五十四年度復刻いたすことになりました。出版は四月から隔月で五回出版し、価格は一冊平均三、五〇〇円です。分売はいたしませんので、希望者は早めにお申し込み下さい。

## 『萩藩閥閱錄』

復刻のお知らせ

山口県文書館が萩藩閥閱錄全五巻の出版を完了してから十カ年近くの歳月が過ぎ去りました。

ご存知のように、萩藩閥閱錄は毛利家臣団の所蔵する古文書を、享保五年藩主の命により水田瀬兵衛正純が編集に着手したもので「中世・近世諸豪族家臣団の古文書集成」とも称すべき内容を具備しております。

本書は昭和四十一年から五カ年計画で七百部限定出版いたしました。その間当館所蔵の原本を底本として、提出本との校合や、所蔵者原本の対校など可能な限りの厳密な校正を行ない、地名・人名等には補注を加え、使用者の便宜を考慮して編集を行ないました。

本書が出版されるや購入の申込みがあいつぎ、締切後も多数の方から購入希望が寄せられましたが、限定出版の関係上お断り申し上げました。最近に至り、本書の古書入手も困難となるにつけ、若い研究者の間から本書の復刻が強く要望されてまいりました。

そこで、五十四年度復刻いたすことになりました。出版は四月から隔月で五回出版し、価格は一冊平均三、五〇〇円です。分売はいたしませんので、希望者は早めにお申し込み下さい。

女性グループ

## 「古文書を読む会」

会発足までの想い出

平井 彰子

古い歴史を持つ山口市においては、しばしば文化的な催がありま

す。  
昭和五十年の秋、県立博物館の展示会で、ガラスケースに入った一通の古い手紙の前でくぎづけになりました。何と書いてあるのかどうゆう意味の手紙なのかさっぱり解らないままに、ふと次のよう

なことを思いました。

昭和五十一年初春頃、山口市及び近郊にお住まいの御婦人グループ有志の方から、古文書が読める様に勉強する会をもちたいのだが、ついては、その援助指導を文書館と図書館にお願いしたいとの申し入れがありました。

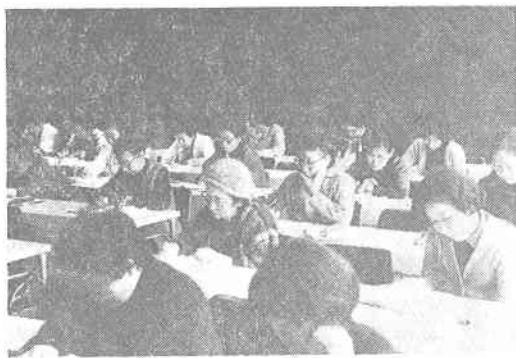
極めて有意義な催しであり、何とか御要望に副いたいと両館で協議し、業務に支障を及ぼさないよう配意しお引受けすることにしました。

会は昭和五十一年六月六日を第一回として発足しました。

以来、今日までまる三年、三十数回にわたり続けられており、熱心な御婦人方の勉強姿に感服しております。

このたび一部会員の方に、感想文の投稿をお願いしました。会の状況を御理解いただける早道かと思い、その一部を掲載さして頂くことで現況報告にかえさせていただきます。

(館長 田村武文)



古文字で書かれたこの手紙も、百年前の人達は読んだり書いたりしていたのに、何故学校教育を受けた私達にこの字が読めないのだろう。次の世代ではますます解らなくなってしまうのではないだろうか…。  
そして今私達の誰かが読めるようになつておく必要があるのではなかろうか、もしもうしなかつたら、昔、日常使っていたこのような文字も文章も、次の世代には学者など一部の人達にし

か読めなくなるのでは……と。

こんな思いは御一緒した連れの方も同様で、その場の話題にもなり、古文書の勉強会へと話しが進んでまいりました。

それから一週間ばかりは道で出合つたお友達に話しかけ呼びかけ、夜は電話をかけたりしているうちに、古文書が読めるよう勉強したいという気持はますます高まり、やがて十五人ほどの人達の意

思が一つにまとまりました。幸い、近くに立派な施設の図書館・文書館があり、専門の先生もたくさんおられます。私達は入れかわり立ちかわりして両館長さんにお願いにあがりました。

幸いにも、皆さん方の努力と両館長さんの御厚意により、昭和五十一年六月「古文書を読む会」が開かれる運びとなり、会員数も五十名に及ぶ立派な会の発足を見ることができましてこの上ない喜びを感じた次第でした。

## 会のあゆみ

### 池田道子

私達の住んでいる山口市は、およそ六百年前の室町時代に、大内氏が都に似せて町造りをし繁栄した歴史をもち、今でも西の京都と呼ばれているところです。その後江戸時代に毛利氏が萩に城を移したもので、古い文化がひつそりと古いままで残され、その文化が庶民の間にもひつそりと根づいているように思われます。

現在茶会がここかしこに開かれ参會する折が多く、茶席にはいれば先ず床のお軸を拝見ということになるのですが、書体がむつかし

く、何が書かれているのかさっぱりわからないまま頭を下げるようなことばかりです。あれが読めるようになつたら、もっと心楽しいことであろう、そして私達の受けついだ古文書もその価値を知つてこそ、大切に保存継承していくことができるのではないかと語り合つてきました。

山口市は県庁の所在地であり、博物館・図書館・文書館と文化施設に恵まれています。早速県に御相談してみましたところ、図書館の研修室で文書館の専門職員である田村哲夫氏が講師として私達に教えてくださる運びになりました。運営は主婦達がすることとなり、月一回第一月曜日と決めました。

教材となる古文書は田村先生が二、三點を選び、それを会長・幹事が決めて、土曜日の午後五、六名の主婦の手でリコピーライティングしておきます。

会費は三ヶ月で千円とし、年間四千円で、会計二名をおいて運営をしています。

会員は教室の大きさの関係もあって、四十名位ということで呼びかけましたところ四十三名集まりました。結婚したての主婦から孫もある主婦またお嬢さんと、年令も経験も様々の人ですが皆古文書を読むことができるようになりたい、そして郷土の歴史を学びたいという人々ばかりです。三年近くたった現在でも、会員の出入はあります。私が五十才代を中心に二十才代から八十才の方迄四十三名です。それに図書館長さんと文書館長さんも聴講生になつて四十五名で発足いたしました。

昭和五十一年六月六日第一月曜日午前十時から十二時迄、図書館の休館日を利用した研修室で勉強会が開かれました。会の名前もそ

のものばかりと「古文書を読む会」と名付けました。

取上げられた教材は罪科札書（自文政八年至弘化三年）で、山口市には私の辻という地名も残っていて興味深いものでした。

読み進むうちに、昔の罪の内容や取しらべの様、刑の執行と当時のことが明らかになり、現在のそれといくべたりしました。

皆やつと古文書を読みはじめることが出来たという喜びとわくわくとした興奮のうちに勉強会が進み、大好評でございました。あとから伝え聞いた方々の新しい申込が相続ましたが、教室の関係等で皆様に入会してもらえない程でした。

現在までに教材に取上げられた古文書は次のようなものです。

- 1、罪科札書 文政八年～弘化三年
- 2、万治制法三十三ヶ条 毛利家憲法
- 3、品定御書附 享保九年～天明八年
- 4、老葉発句 飯尾宗祇句集
- 5、山口枝折 勝間蘭葩著
- 6、桂笈円覚書
- 7、元就公山口御下向之節饗應次第
- 8、祇園会由来記
- 9、閑狂言
- 10、宗祇山口下着後の連歌
- 11、祇園会記録 古実雜書集
- 12、多々良氏家法

## 古文書を読む会で学んで

山 縣 照 江

古文書を読む会が発足して、まもなく丸三年になります。月一回の学習に欠かさず出席している私ですが、三年たってどの位力がついたかと申しますと、大変お恥ずかしい有様です。下読みをして分からぬ字を調べて行つた時は良いのですが、急げて前の晩にバラバラと目を通した位の時は中々読みません。それでも同じ教材を何回も読んでいると、だんだんその字に馴れて、終わり頃には割合楽に読めるようになります。

先日博物館へ「書で見る明治維新展」を見に行きました。山口県出身の維新の志士達の、手紙・漢詩・和歌・日記等が展示されているのですが、その達筆なこと。手紙などはいくら睨んでいてもさっぱり読みません。所々に読める字があるという程度でした。心の中では、もう少しは読めるかと思つていたのですが。でも古文書の会で学んだおかげで、たとえ少しでも読めるようにはなつているのですから、ひとまず十年計画でゆっくり腰を据えて勉強しようと思つております。

図書館・文書館の近くに住み、良い先生と設備に恵まれて勉強の出来ることを、心から感謝しております。

## 文書館だより

### 『山口県史料』中世編上)の編集を終えて

当館では昭和四六年以降、『山口県史料』の刊行を継続しているが、今回、同史料中世編の上巻を刊行した。中世編は記録一、県内古文書一、県外古文書一の三巻を刊行の予定で、中世編上には防長両国にかかる記録史料を収録した。

編集に着手するに当たり、まず困難をきわめたのは、膨大な記録史料の中から関連史料を抽出し、しかもとりこぼしをいかに少なくするかということであった。さいわいにも、本県には戦前に設置されていた旧山口県史編纂所が史料の所在調査を進めるとともに、影写本の作成や関連史料の原稿化を行ない、県史編纂所収集史料として当館に保存されていることもあり、これらの史料を基幹として史料調査に当った。さらに採録史料の決定には、一時期に史料が集中することを避け、次の三点に留意した。

(一) 県内所在史料の取扱い——完全を期すには所在史料の悉皆調査のうちに収録史料を決定すべきであるが、文書編々集に先立ち悉皆調査を予定しており、現時点で所在の判明する史料の内から主要な記録史料を抽出した。

(二) 外国史料の取扱い——大内氏が対鮮交易を推進したこととあって、朝鮮関係の史料に関連の記事を多くみる。またザビエルの山口布教に伴ない、以降宣教師の報告に山口キリシタンに対する詳細な記事がある。両史料とも可能な限りの調査を進め、対鮮関係、キリスト教関係の記事は網羅的に採録して本巻に特色をもた

せた。

(三) 戰国期の軍記物の取扱い——大内氏滅亡以降、毛利氏の防長進行に關しては幾多の軍記物が残存し、その多くは毛利氏サイドで編集されている。この点を考慮し史料的価値を第一として、しかも数種類の写本の中から内容を比較検討のうえ、善本を採録することに留意した。

以上の観点から採録史料を決定した。なお、史料解題と国司表を付し、参考に供した。

(吉本一雄)

### 第11回全國都道府県史協議会の開催

現在都道府県史の編集作業を行なっているところは、三十余にのぼっている。当協議会は十年前に発足した。編集作業をすすめていくとき、いろいろな問題にぶつかる。それは互に共通する点が多い。三人寄れば文殊の知恵という諺がある。問題点を出し、他の経験を教えてもらい、編集作業をスムーズに進めようというのである

54年度の開催は山口県文書館がお引受けすることになった。関係者のご出席をお願いする。

一、期日 昭和五十四年十月十七日・十八日(予定)  
一、会場 山口県文書館(予定)  
二、(石川敦彦)

文書館ニュース 第十三号

昭和五十四年三月二十日発行

山口市後河原松柄一五〇一一

二七五三 電 山口④一二一六